

秋田県告示第355号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域として、次のとおり指定し、令和6年8月6日から施行する。

令和6年8月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 指定する区域

仙北郡美郷町金沢字長岡森8番8、296番3、306番2、307番3及び308番3の各一部（別紙図面のとおり。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン及びトリクロロエチレン

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

備考 「別紙図面」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課及び秋田県仙北地域振興局福祉環境部に備え置いて縦覧に供する。